

北広島市のスポーツによるまちづくりの推進のための連携協定

北広島市（以下、「甲」という。）と株式会社北海道イエロースターズ（以下、「乙」という。）は、甲及び乙が様々な活動を通じて、北広島市のスポーツによるまちづくりの推進のために、それぞれが有する資源を有効活用することにより、相互に連携・協力を行うものとして、次の通り協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力をし、子どもの健やかな成長等に資する取組みや市民にスポーツに関わる機会を提供することで、スポーツによるまちづくりの推進を図っていくことを目的とする。

第2条（連携・協力事項）

甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進すべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。

- (1) 子どもの健やかな心身の育成に関する事項
- (2) スポーツを通じた地域活性化に関する事項
- (3) 相互の魅力発信に関する事項
- (4) 北広島市民の健康増進に関する事項
- (5) チーム特性を生かした北広島市のまちづくりに関する事項
- (6) その他、必要と認められる連携・協力に関する事

第3条（協定期間）

本協定の期間は、本協定の締結日から起算して1年間とし、期間満了の1月前までに、甲及び乙から更新しない旨の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第4条（秘密の保持）

本協定に基づく取組みにて知り得た相手方の秘密については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、本協定に基づく取組みに関係しない第三者に開示・漏えいしてはならない。

第5条（計画）

甲及び乙は、年度当初に事業計画書を作成し、事業実施に向け十分な準備期間を設ける。

第6条（報告）

乙は四半期毎に活動実績を甲へ報告し、シーズン終了後には甲へ結果を報告する。

第7条（協議事項）

本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、その都度、誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。また、本協定は令和7年8月28日より効力を有する。

令和7年8月28日

甲 北広島市中央4丁目2番地1

北広島市
北広島市長

上野 乙子

乙 札幌市東区東雁来9条3丁目1番8号 武田ビル8

株式会社北海道イエロースターズ
代表取締役社長

澤野 佑介